

# 海外遠征承認申請

関係規定・・・(公財)日本サッカー協会 競技会規則 19 条 (海外における競技)

## 第 19 条[海外における競技]

加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

### <申請方法>

- (1) 海外遠征に出発する日の前々月の 25 日までに下記の書類を、(公社)群馬県サッカー協会に提出してください。  
(県協会から日本協会への提出期限は前々月の末日までのため、期日厳守でお願いいたします)

### (2) 添付書類

- ①申請書
- ②入力フォーム (指定の項目についてはすべて英文表記にて記載のこと)
- ③海外遠征メンバーリスト (選手団責任者、役員、選手すべての名簿)
- ④日程 (案) (旅行会社等で作成されたものでも可)
- ⑤遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招聘状
- ⑥申請料の振込明細書 (コピー可) ※窓口で申請の場合は不要  
(①②③は書式をダウンロードして記入してください)

### (3) 提出先

書類送付先：〒371-0854 群馬県前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 5F  
公益社団法人群馬県サッカー協会  
メールアドレス：shinsei@gunma-fa.com

申請料振込先：申請料 (5,500 円) は下記口座にチーム名でお振込みください。

群馬銀行	県庁支店	普通	0554776
公益社団法人群馬県サッカー協会 会長 針谷 章			

### (4) 申請後の流れ

- ①書類の内容確認後、群馬 FA から J F A に申請します。
- ②JFA理事会で承認された後、アジアサッカー連盟に通達されます  
※遠征終了後、JFAより「遠征報告書」の提出を求められる場合があります。  
(依頼がない限り、ご提出いただかなくて結構です。)

以上